### 第3回 議会改革特別委員会【平成29年10月16日】会議結果概要

1 議会基本条例の「総則」について

別添「議会改革検討項目整理表【総則】」「墨田区議会基本条例(たたき台)」参照

- 2 「政務活動費横領事件に関する調査特別委員会調査報告書」における本特別委員会へ の申し送り事項について
- (1)申し送り事項に関する条文は、本特別委員会で協議する。その方策については、運営 協議会で仕分け等を行い、状況に応じて経理責任者会議や各派交渉会で協議する。

# 申し送り事項

## 【一定の議論を深めて着手すべきもの】

『本区議会における不祥事発生時の情報共有などのルール作り』、 『後払い方式の検討』、 『第三者機関の設置及びチェック』、 『交付額の減額』、 『交付時期及び回数の見直し』、 『再発防止策等に関する区民への説明機会の確保』等については、「議会改革特別委員会」とする。ただし、一定の方向性が出され実務的な協議が必要であるものについては、経理責任者会議に引き継ぐこととする。

# 【直ちに着手すべきもの】

『政務活動費の「経理責任者会議」の開催』、『「政務活動費の運用指針」の見直し』、『区議会事務局による関与の再検討』等については、「経理責任者会議」とする。ただし、条例改正が必要となるなど「一定の議論を深めて着手すべきもの」と一緒に議論した方が効果的であるものについては、議会改革特別委員会に引き継ぐこととする。

- (2)7区分目に協議予定の「議員の政治倫理」に関する条文は、4区分目に協議予定の「区 民と議会の関係」と併せて協議する。
- (3) 再発防止策等に関する区民への説明は、来年2月と4月に地域プラザで開会予定の本特別委員会では行わずに別途設定する。
- 3 「第18期議会改革検討委員会報告書」における検討課題について 第18期議会改革検討委員会報告書で示された検討課題については、議会基本条例と 併せて検討する。

運営協議会(9月20日)決定

- (1)区分ごとに割り当てられている会派が、検討委員会報告書の検討課題を踏まえて条文案を検討する。
- (2)具体的な制度設計については、合意された条文に基づき、本特別委員会でできる限り議論し、状況に応じて各派交渉会等で協議する。
- 4 議会改革特別委員会のスケジュールについて 案のとおりする。

# 第4回 議会改革特別委員会【平成29年12月15日】会議結果概要

- 1 議会基本条例の「議会と議員の活動原則」(2区分目)について
  - 検討用資料に基づき、おおこし委員から説明を聴取した後、検討項目整理表に沿って、各会派における事前の検討結果について発言願い、協議した結果、次のとおり決定した。
- (1)「議会の活動原則」は、採用する。条文案については、次のとおりとする。ただし、「二元代表制」「監視及び評価」「情報提供及び情報公開」の文言については、他の本区条例との整合を調整する必要があること等から、暫定とする。

# (議会の活動原則)

- 第 条 議会は、区政における二元代表制の一翼を担う合議制の議事機関として、次に 掲げる原則に基づき活動しなければならない。
- (1)公正性及び透明性を確保し、区民に開かれた議会とすること。
- (2)区長その他の執行機関の事務の執行について、監視及び評価を行うこと。
- (3)議決に対する責任を深く認識し、区民に対し情報提供及び情報公開を積極的に進めるとともに、説明責任を果たすこと。
- (4)区民の多様な意見を把握し、政策立案及び政策提言を行い、合意形成を目指して、 議論を尽くすよう努めること。
- (5)活発な議会活動を通じ、議会のあり方を不断に追求するとともに議会の改革に継続的に取り組むこと。
- (2)「議員の活動原則」は、採用する。条文案については、次のとおりとする。

# (議員の活動原則)

- 第 条 議員は、区民の負託を受けた公職にある者として、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。
- (1)区の政策形成に必要な調査研究を行うとともに、政策立案及び政策提言を行うこと。
- (2)区政の課題全般について区民の意思を的確に把握するとともに自らの資質向上の ため、不断の研さんを行うこと。
- (3)誠実かつ公正に職務を遂行し、自らの議会活動について区民への説明責任を果たすこと。
- (4)言論の府及び合議制の議会を構成する一員として、活発な討議を行うこと。
- 2 議会基本条例の「災害対応」(2区分目)について

検討用資料に基づき、おおこし委員から説明を聴取した後、検討項目整理表に沿って、各会派における事前の検討結果について発言願い、協議した結果、次のとおり決定した。

(1)「災害対応」は、採用する。条文案については、次のとおりとする。

# (災害時の対応)

- 第 条 議会は、大規模災害等が発生したときは、区民の生命、身体及び財産を保護し、 区民の安全を確保するために区長等と連携するものとする。
- 2 前項に基づく議会の具体的な対応については、別に議長が定める。

3 議会基本条例の「議会運営」(3区分目)について

検討用資料に基づき、佐藤委員から説明を聴取した後、検討項目整理表に沿って、各会派に おける事前の検討結果について発言願い、協議した結果、次のとおり決定した。

(1)「効率的な議会運営」は、採用する。条文案については、次のとおりとする。ただし、「傍 聴」の条文案は、他の条文との整合を図る必要があること等から、暫定とする。

(民主的かつ効率的な議会運営)

- 第 条 議会は、民主的かつ効率的な運営を行わなければならない。
- 2 議会は、区民に分かりやすい言葉及び表現の方法を用いるよう努めなければらない。 (会議の公開)
- 第 条 本会議及び委員会は、他の条例又は会議規則に特別の定めがある場合を除くほか、これを公開する。
- 2 議会は、前項の実施に当たっては、議会広報紙又は情報通信技術の発達を踏まえたインターネット等多様な広報手段を活用するものとする。

(傍聴)

- 第 条 議会は、本会議及び委員会を開こうとするときは、区民が傍聴に必要な情報を容易に入手することができるよう、あらかじめ、日程、議題その他の情報をインターネット等情報通信技術の発達を踏まえた多様な広報手段により公表しなければならない。
- 2 議会は、本会議及び委員会を開くに当たっては、傍聴者が調査審議の内容をできる限り容易に理解することができるよう、議案及び会議資料の提供、供覧その他の必要な措置を講じなければならない。
- 3 議会は、高齢者、障害者等が本会議及び委員会を円滑に傍聴することができるよう、 車椅子使用者が円滑に利用することができる傍聴スペースの設置並びに磁気ループ補 聴器及び手話通訳士の配置等、その都度必要な措置を講ずるよう努めなければならな い。
- (2)「会議の質問方式」は、採用する。条文案については、次のとおりとする。

(会議の質問方式)

- 第 条 一般質問における区長等への質問及び議員への答弁は、分割方式(一般質問通告書に記載された件名を分野ごとに分割し、当該分野ごとに登壇して質問及び答弁を行う方式をいう。)により行うことができる。
- (3)「議会の会期」は、採用とする。条文案については、次のとおりとする。ただし、「法第102条第2項及び第102条の2の規定に基づき、」の文言については、法との関係を整理する必要があること等から、暫定とする。

(会期)

- 第 条 議会は、区政の課題等に的確かつ柔軟に対応し、主導的かつ機能的に活動をすることができるよう、定例会の回数を年1回とし、その会期を通年とする。
- (4)「議長・副議長」は、採用する。条文案については、次のとおりとする。

(議長の責務及び役割)

- 第 条 議長は、公正かつ公平に職務を遂行するとともに、議会の品位を保持し、民主的かつ効率的な議会運営を行わなければならない。
- 2 議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統理し、議会を代表する。 (議長及び副議長の所信表明)

議長及び副議長は、就任に当たり本会議で所信表明を行うことができる。

(5)「委員会」は、採用する。条文案については、次のとおりとする。

ただし、公明党から追加提案のあった条文案については、可児市議会への行政調査の実施 後に、改めて特別委員会で協議する。

#### (委員会の活動)

- 第 条 委員は、議決結果に対する議会としての説明責任を果たすため、委員会における議案等の審査に当たっては、委員相互間の討論を十分に尽くし、及びこれを尊重するよう努めるものとする。
- 2 委員は、区民に対し、分かりやすい議論を行うよう努めなければならない。
- 3 委員長は、討議による合意形成を目指し、論点及び争点等を明確にして委員会運営 を行わなければならない。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、議事堂以外の場所において委員会を開催することができる。
- 5 委員会は、所管する行政課題等に対処することを目的に、区民等との意見交換会を 開催することができる。
- 6 委員会は、他の条例又は会議規則に特別の定めがある場合を除くほか、これを公開 する。
- 7 委員会は、審査に関する資料等を積極的に公開し、区民等の知る権利に資する情報 提供を行うものとする。

#### 【公明党追加提案】

- ・常任委員会の委員長は、本会議において議長の許可を得て所管事務に関する質問をすることができる。
- ・常任委員会の改選が行われるときは、所管事務に係る課題の調査研究及び政策 提案の内容を取りまとめ、次の常任委員会へ引き継がなければならない。

#### (政策立案及び政策提言)

- 第 条 委員は、委員相互間の討議を通じて合意形成を目指し、政策立案、政策提言等 を積極的に行うものとする。
- 2 委員会は、条例案(区長が提出した条例案に対する修正案を含む。)の提出その他の 議会による政策立案及び政策提言を積極的に行うことにより、区の政策水準の向上を 図るものとする。
- 3 委員会は、予算を伴う条例案(区長が提出した条例案に対する修正案を含む。)を提出するに当たっては、必要に応じてあらかじめ区長等と協議することができる。

### (委員会の設置)

第 条 議会は、毎年、特別委員会の設置について、行政監視、政策形成その他の議会が果たすべき機能を十全に発揮し、区政の課題の変化及び社会経済情勢の変化に的確に対応し得るものとなるよう、必要な見直しを行わなければならない。

# (委員会の運営方針)

- 第 条 特別委員会は、毎年、行政監視及び政策形成に係る活動を計画的かつ重点的に 推進するための運営に関する方針を定め、これを公表しなければならない。
- (6)「会派」は、採用する。条文案については、次のとおりとする。

# (会派)

- 第 条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。
- 2 会派は、基本的政策を共有し、かつ議会における活動を共にしようとする2人以上の議員をもって構成するものとする。

- 3 会派は、代表者を選任することとする。
- 4 代表者は、会派の運営に関して、会派に所属する議員の管理及び監督の責務を負う こととする。
- 5 会派及び議員は、政策立案及び政策提言を行うに当たっては、会派及び議員相互間 の合意形成に努めるものとする。
- (7)「全員協議会等」は、不採用とする。
- (8)「政務活動費」は、採用する。条文案及び「政務活動費横領事件に関する調査特別委員会調 査報告書」における本特別委員会への申し送り事項の対応については、次のとおりとする。

#### (政務活動費)

- 第 条 政務活動費は、墨田区議会政務活動費の交付に関する条例(平成13年墨田 区条例第52号)の規定により、本区の課題把握、政策立案及び区民福祉の増進に 資するため、調査研究その他の活動に有効に活用しなければならない。
- 2 政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、その適正な執行について、透明性を確保し、区民に説明責任を果たさなければならない。
- 【「政務活動費横領事件に関する調査特別委員会調査報告書」における本特別委員会への申し 送り事項の対応】

「政務活動費横領事件に関する調査特別委員会調査報告書」の再発防止策に関する本特別委員会への申し送り事項の対応については、次のとおりとする。

- ア 本区議会における不祥事発生時の情報共有などのルール作り 議会基本条例の「議員の政治倫理」(7区分目)と併せて検討する。
- イ 後払い方式の検討
- ウ 第三者機関の設置及びチェック
- エ 交付額の減額
- オ 交付時期及び回数の見直し いずれも、議会基本条例を制定した後、引き続き、然るべき場で検討する。
- カ 再発防止策等に関する区民への説明機会の確保 現在、経理責任者会議において、具体的な再発防止策を取りまとめており、各派交 渉会に報告されることとなっている。したがって、区民への説明機会の確保について は、各派交渉会において、当該再発防止策と一体的に検討する。
- 4 管外行政調査について

来年2月1日から1泊2日で、大津市議会及び可児市議会に議会運営委員会と合同で管外行 政調査を予定することとし、議会改革について調査することと決定した。

併せて、会議規則第71条の規定に基づき、議長に対し派遣承認の手続し、また特別出席者として議長にも同行を願うことについて、承知おき願った。

5 議会改革特別委員会のスケジュールについて

手元に配布した資料について、加藤副委員長から説明し、協議した結果、案のとおり決 定した。

なお、次回の特別委員会は八広地域プラザで開会するため、議事の進め方などの実施方法については、運営協議会で協議し決定することとした。

# 第5回 議会改革特別委員会【平成30年2月12日】会議結果概要

1 議会基本条例の「区民と議会の関係」(4区分目)について

検討用資料に基づき、堀委員から説明を聴取した後、検討項目整理表に沿って、各会派における事前の検討結果について発言願い、協議した結果、次のとおり決定した。

(1)「情報の共有・公開・説明責任」は、採用する。条文案については、次のとおりとする。 ただし、「開かれた議会を目指すため」の文言については、他の本区条例との整合を調整す る必要があること等から、暫定とする。

(情報の共有・公開・説明責任)

- 第 条 議会は、開かれた議会を目指すため、積極的な情報公開及び情報提供を推進し、 区民に対する説明責任を十分に果たし、区民との情報共有を行わなければならない。
- 2 議会は、議会広報紙又はインターネット等の情報通信技術の発達を踏まえた多様な 広報手段を活用し、多くの区民が議会及び区政に対して関心を持つような広報活動に 努めなければならない。
- 3 議会は、第1項の目的を達成するため、議案等に対する議員の賛否状況を公開する。
- (2)「区民参加の推進」は、改めて調査・検討することとし、各会派内で十分検討の上、意見の取りまとめを願った。
- 2 議会基本条例の「議員の政治倫理・身分・待遇」(7区分目)の項目「議員の政治倫理」について及び「本区議会における不祥事発生時の情報共有などのルール作り」について 議事の都合により、いずれも次回以降の本特別委員会で協議することと決定した。

# 第6回 議会改革特別委員会【平成30年4月6日】会議結果概要

1 議会基本条例の「議会と行政の関係」(5区分目)について

検討用資料に基づき、西村委員から説明を聴取した後、検討項目整理表に沿って、各会派に おける事前の検討結果について発言願い、協議した結果、次のとおり決定した。

(1)「区長等との関係」は、採用する。条文案については、次のとおりとする。

なお、「事務」及び「監視」の文言については、他の本区条例との整合を調整する必要があること等から、暫定とする。

また、「審議会委員等への就任辞退」については、今後の検討課題とする。

さらに、「文書質問」については、通年議会を実施し、その推移を見守ってから検討する。

#### (区長等との関係)

- 第 条 議会は、二元代表制のもと、区長等と独立かつ対等で緊張のある関係を保持し、 区長等の政策の決定及び事務の執行に対する監視及び評価、更には政策の立案及び提 言を行うことにより、区民福祉の増進及び区政の発展に取り組まなければならない。
- 2 議会における審議をより充実させるため、本会議及び委員会において、区長等は、 議長及び委員長の許可を得て、議員の質疑又は質問に対して、答弁に必要な範囲内で、 その趣旨又は内容に関して反問又は反論をすることができる。
- 3 議会は、採択した請願及び陳情のうち、議会が区長等において措置することが適当と認めるものについて、その趣旨の実現を区長等に求めるものとする。また、議会は、これらについて、区長等に対し、処理の経過及び結果について報告を求めることができる。
- 4 議会は、本会議において可決された付帯決議に関する事後の状況、対応等について、 区長等に対し、報告を求めるものとする。
- (2)「重要政策の説明」は、「議案資料の要求」と統合する。条文案については、次のとおりとする。

#### (議会への説明等)

- 第 条 区長等は、予算を調製し、又は計画、政策、施策若しくは事業を立案し、若しくは変更するときは、議会にその内容を説明するものとする。
- 2 区長等は、議会又は議員から区長等が執行する事務に関する資料の提出又は説明の要求があったときは、適切に対応するものとする。
- (3)「議案資料の要求」は、「重要政策の説明」と統合する。条文案については、上記(2)のとおりとする。
- (4)「決算・予算の連動」は、議会において、あらかじめ十分に調整する必要があること等から、 今後の検討課題とし、保留とする。
- (5)「議決事件の拡大」は、議会において、あらかじめ十分に調整する必要があること等から、 今後の検討課題とし、保留とする。
- 2 議会基本条例の「議員間の自由討議・政策立案と政策提言」(6区分目)について 検討用資料に基づき、村本委員から説明を聴取した後、検討項目整理表に沿って、各会派に おける事前の検討結果について発言願い、協議した結果、次のとおり決定した。

(1)「議員間の自由討議」は、採用する。条文案については、次のとおりとする。

(議員間の討議)

- 第 条 議員は、議会の権能を発揮するため、議員相互間の討議を行うことができる。
- 2 前項の方法については、議長が別に定める。
- (2)「政策討論会」は、「政策会議」に変更する。条文案については、次のとおりとする。

## (政策会議)

- 第 条 議会は、区政に関する政策の立案及び提言を推進するため、毎年1回以上、会派を代表する委員によって構成する政策会議を開催するものとする。
- 2 政策会議は、政策の立案及び提言に関する事項を議長に提案することができる。
- 3 政策会議に関し必要な事項は、議長が別に定める。
- (3)「政策立案・提言の推進」は、不採用とする。
- 3 議会改革特別委員会のスケジュールについて

手元に配布した資料について、加藤副委員長から説明し、協議した結果、案のとおり決 定した。

なお、4月13日(金曜日)午後7時から本所地域プラザで開会する特別委員会について、ただいま着席の方々には、改めて開会通知はしない旨、承知願った。

#### 第7回 議会改革特別委員会【平成30年4月13日】会議結果概要

- 1 議会基本条例の「区民と議会の関係」(4区分目)の項目「区民参加の推進」について 検討用資料に基づき、堀委員及び加納委員から説明を聴取した後、検討項目整理表に沿って、 各会派における事前の検討結果について発言願い、協議した結果、次のとおり決定した。
- (1)「区民参加の推進」は、採用する。条文案については、次のとおりとする。

なお、多様な意見聴取の方法については、別途協議する。

### (区民参加の推進)

- 第 条 議会は、区民等との連携を推進し、区政の課題に対処するため、区民等の参加の機会及び区民等の意見を議会活動に反映させる機会を確保する。
- 2 議会は、本会議及び委員会の運営に当たり、必要に応じて、法第115条の2第1項 に定める公聴会制度及び同条第2項に定める参考人制度その他多様な意見聴取の方法を 用いて、区民等、利害関係を有する者又は学識経験を有する者の意見を議論に反映させ るものとする。
- 3 議会は、請願及び陳情の審査に当たっては、その趣旨を十分に理解するために、請願 及び陳情提出者の意見を聴取する場を設ける。
- 2 議会基本条例の「議員の政治倫理・身分・待遇」(7区分目)について 検討用資料に基づき、しもむら委員から説明を聴取した後、検討項目整理表に沿って、各会 派における事前の検討結果について発言願い、協議した結果、次のとおり決定した。
- (1)「議員の政治倫理」は、採用する。条文案については、次のとおりとする。

# (政治倫理)

- 第 条 議員は、区民の負託にこたえるため、高い倫理観が求められていることを深く認識し、区民の代表としての良心と責任感を持って、議員の品位を保持し、見識を養うよう努めなければならない。
- 2 議員の政治倫理に関し必要な事項は、別に定める。
- (2)「議員定数」及び「議員報酬」は、議事の都合により、いずれも次回以降の本特別委員会で協議することと決定した。
- 3 「本区議会における不祥事発生時の情報共有などのルール作り」について 総体的な事項については、政治倫理に関する規定と併せて検討することとし、早急に対応す べき事項については、各派交渉会で検討することとした。

なお、本件については、改めて議長に報告する旨、承知願った。

# 第8回 議会改革特別委員会【平成30年4月23日】会議結果概要

1 議会基本条例の「議員の政治倫理・身分・待遇」(7区分目)の項目「議員定数」及び「議員 報酬」について

検討用資料に基づき、しもむら委員から説明を聴取した後、検討項目整理表に沿って、各会派における事前の検討結果について発言願い、協議した結果、次のとおり決定した。

(1)「議員定数」は、不採用とする。

なお、議員定数のあり方等については、別途協議する。

(2)「議員報酬」は、不採用とする。

なお、議員報酬のあり方等については、別途協議する。

2 議会基本条例の「議会の機能強化」(7区分目)について

検討用資料に基づき、大瀬委員から説明を聴取した後、検討項目整理表に沿って、各会派に おける事前の検討結果について発言願い、協議した結果、次のとおり決定した。

- (1)「議会改革の推進」は、不採用とする。
- (2)「附属機関の設置」は、不採用とする。
- (3)「議員研修の充実」は、採用する。条文案については、次のとおりとする。

(研修の充実)

- 第 条 議員は、自らの政策立案及び提言能力並びに見識を高めるため、不断の研修を行わなければならない。
- 2 議会は、前項の目的を達成するため、研修を行わなければならない。
- (4)「議会事務局」は、採用する。条文案については、次のとおりとする。

なお、第2項については、地方自治法など他の法令との整合を調整する必要があること等から、暫定とする。

(議会事務局)

- 第 条 議会は、円滑かつ効率的な議会運営と議会活動の充実を図るため、議会事務局 の機能強化及び十分な組織体制の構築を行うものとする。
- 2 議会事務局の職員は、円滑かつ効率的な議会運営と議会活動の充実を図るため、議会に対し提案を行うことができる。
- (5)「議会予算の確保」は、採用する。条文案については、次のとおりとする。

(財政上の措置)

- 第 条 議会は、二元代表制の趣旨を踏まえ、議事機関としての機能を充実するため、 必要な財政上の措置を区長に求めるものとする。
- (6)「調査機関の設置」は、不採用とする。
- (7)「議会アドバイザー」は、不採用とする。
- (8)「議会図書室」は、採用する。条文案については、次のとおりとする。

なお、区立図書館との連携及び議会図書室の機能強化については、別途協議する。

(議会図書室)

- 第 条 議会は、議会図書室において、法第100条第19項に定めるもののほか、議員の政策立案及び政策提言に資する資料を保管して置くものとする。
- 2 議会図書室は、議長が別に定めるところにより、適正に管理し、運営するものとする。

- (9)「ICTの活用」は、不採用とする。
- 3 議会基本条例の「最高規範性・見直し手続」(7区分目)について 検討用資料に基づき、しもむら委員及び坂井委員から説明を聴取した後、検討項目整理表に 沿って、各会派における事前の検討結果について発言願い、協議した結果、次のとおり決定し た。
- (1)「最高規範性」は、採用する。条文案については、次のとおりとする。

なお、会議規則との関係については、別途協議する。

(他の条例等との関係)

- 第 条 この条例は、議会における基本的事項を定めるものであって、議会は、議会に 関係する他の条例若しくは規則等を制定し、又は改廃する場合は、この条例の趣旨を 尊重するとともに、この条例に定める事項との整合性の確保を図るものとする。
- (2)「見直し手続」は、採用する。条文案については、次のとおりとする。 なお、見直しの内容については、開かれた委員会の場で協議していくこととする。

(見直し手続)

- 第 条 議会は、この条例の目的の達成状況その他議会活動及び議員活動について、一般選挙を経た議員の任期が開始した後、終了するまでの間において1回以上検証を実施する。
- 2 議会は、前項の検証の結果、議会に関する条例及び規則等の改正が必要と認められる場合は、適切な措置を講ずるものとする。
- 3 議会は、第1項の検証の結果及び前項の措置を区民に公表するものとする。

## 第9回 議会改革特別委員会【平成30年5月15日】会議結果概要

1 議会基本条例の「前文」(8区分目)について

検討用資料に基づき、加藤副委員長から説明を聴取し、協議した結果、次のとおり決定した。

(1)「前文」は、採用する。条文案については、次のとおりとする。

墨田区議会は、区民から選挙を通じて選ばれた合議制の議事機関であり、同じく選挙で 選ばれた墨田区長とともに地方自治における二元代表制の一翼を担っている。

二元代表制の下では、両者は相互にその権能を発揮し、区民の福祉の増進を図る責務を 負っている。

墨田区議会は、より「開かれた議会」を目指すとともに、一層の「議会活動の活性化」を進めることによって、この責務を果たし、区民の負託に応えようとするものである。 そのために、ここに墨田区議会基本条例を制定し、議会の基本的事項を定めることとする。

### 2 保留等の条文について

手元に配布した資料に基づき、加藤副委員長及びしもむら委員から説明を聴取し、協議した結果、次のとおり決定した。

(1) 「基本理念」は、採用する。条文案については、次のとおりとする。

(基本理念)

- 第 条 議会は、第1条の目的を達成するため、次の基本理念の下に活動しなければならない。
  - (1) 区民への積極的な情報公開及び情報提供を行うとともに、区民の意見を的確に把握することにより「開かれた議会」を目指すこと。
  - (2) 議決機関、監視機関、政策立案機関としての機能を強化し、民主的かつ効率的な議会運営を行うことにより「議会活動の活性化」を行うこと。
- (2) 「基本方針」は、不採用とする。
- (3) 「委員会の活動」の中の公明党追加提案の条文は、不採用とする。 なお、公明党追加提案に係る委員会の活動については、別途協議する。
- (4) 「決算・予算の連動」は、不採用とする。 なお、内容については、別途協議する。
- (5) 「議決事件の拡大」は、不採用とする。 なお、内容については、別途協議する。
- 3 暫定の条文について

手元に配布した資料に基づき、加藤副委員長から説明を聴取し、協議した結果、次のとおり 決定した。

(1) 「目的」の条文案については、次のとおりとする。

(目的)

- 第 条 この条例は、地方自治の本旨に基づき、墨田区の自主性及び自立性を十分に発揮することを旨として、墨田区議会(以下「議会」という。)の基本理念その他の議会に関する基本的事項を定めることにより、議会がその役割を果たし、もって区民の福祉の増進を図ることを目的とする。
- (2) 「定義」の「補助機関」の定義について、加藤副委員長から説明を聴取し、協議した結果、条文案については、次のとおりとする。

(定義)

- 第 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定める ところによる。
  - (1) 区民 区内に在住する者をいう。
  - (2) 区民等 区民及び区内に通勤し又は通学する者並びに区内で活動する法人その他の 団体をいう。
  - (3) 区長等 区長、教育委員会、選挙管理委員会及び監査委員をいう。
- (3) 「議会の活動原則」の条文案については、次のとおりとする。

(議会の活動原則)

- 第 条 議会は、前条に定める基本理念を達成するため、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。
  - (1) 区民等に対する公正性及び透明性を確保すること。
  - (2) 区長その他の執行機関の事務の執行について、監視及び評価を行うこと。
  - (3) 議決に対する責任を深く認識し、区民に対し情報公開及び情報提供を積極的に進めるとともに、説明責任を果たすこと。
  - (4) 区民等の多様な意見を把握し、政策立案及び政策提言を行い、合意形成を目指して、議論を尽くすよう努めること。
  - (5) 活発な議会活動を通じ、議会のあり方を不断に追求するとともに議会の改革に継続的に取り組むこと。
- (4) 「傍聴」の条文案については、次のとおりとする。

(傍聴)

- 第 条 議会は、本会議及び委員会を開こうとするときは、区民が傍聴に必要な情報を容易に入手することができるよう、あらかじめ、日程、議題その他の情報をインターネット等情報通信技術の発達を踏まえた多様な広報手段により公表しなければならない。
- 2 議会は、本会議及び委員会を開くに当たっては、傍聴者が調査審議の内容をできる限り容易に理解することができるよう、議案及び会議資料の提供、供覧その他の必要な措置を講じなければならない。
- 3 議会は、区民等が本会議及び委員会を適切に傍聴することができるよう、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- (5) 「会期」の条文案については、次のとおりとする。

(会期)

- 第 条 議会は、区政の課題等に的確かつ柔軟に対応し、主導的かつ機能的に活動をすることができるよう、法第102条第2項の規定に基づき、定例会の回数を年1回とし、その会期を通年とする。
- (6) 「情報の共有・公開・説明責任」の条文案については、次のとおりとする。

(情報の共有・公開・説明責任)

- 第 条 議会は、多様な広報手段を活用することにより、議会活動に関する情報の積極的な公開及び発信に努め、区民に対する説明責任を十分に果たすものとする。
- 2 議会は、前項の目的を達成するため、広報の内容及びあり方について不断に検証する ものとする。
- 3 議会は、第1項の目的を達成するため、議案等に対する議員の賛否状況を公開する。
- (7) 「区長等との関係」の条文案については、現行案のとおりとする。
- (8) 「議会事務局」の条文案については、現行案のとおりとする。

# 第10回 議会改革特別委員会【平成30年7月19日】会議結果概要

- 1 (仮称)「墨田区議会基本条例」制定までの行程表(案)について 手元に配布した資料について、坂井副委員長から説明し、協議した結果、案のとおり決定し た。
- 2 構成の再検討(「前文」から「第8条」まで)について 条文整理表に沿って、各会派等における意見を開陳願い、協議した結果、次のとおり決定し た。

# (1)前文

条文案については、次のとおりとする。

墨田区議会は、区民から選挙で選ばれた議員により構成される合議制の議事機関であり、 同じく選挙で選ばれた墨田区長とともに地方自治における二元代表制の一翼を担っている。 二元代表制の下では、両者は相互にその権能を発揮し、区民等の福祉の増進を図る責務を 負っている。

墨田区議会は、より「開かれた議会」を目指すとともに、一層の「議会活動の活性化」を 進めることによって、この責務を果たし、区民の負託に応えようとするものである。 そのため、ここに墨田区議会基本条例を制定する。

# (2)第1条

条文案については、次のとおりとする。

この条例は、地方自治の本旨に基づき、墨田区の自主性及び自立性を十分に発揮することを旨として、議会の基本理念その他議会に関する基本的事項を定めることにより、議会がその役割を果たし、もって区民等の福祉の増進を図ることを目的とする。

# (3)第2条

条文案については、次のとおりとする。

この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところに よる。

- (1) 区民 区内に住所を有する者をいう。
- (2) 区民等 区民若しくは区内で働き、学ぶ個人又は区内で事業活動その他の活動を行う個人若しくは団体をいう。
- (3) 議会 区議会をいう。
- (4) 区長等 区長、教育委員会、選挙管理委員会及び監査委員をいう。

#### (4)第3条

条文案については、次のとおりとする。

議会は、次の基本理念の下に活動しなければならない。

- (1) 区民等への積極的な情報公開及び情報提供を行うとともに、区民等の意見を的確に把握することにより、「開かれた議会」を目指すこと。
- (2) 議事機関として、議決、監視、政策立案等の機能を強化し、民主的かつ効率的な議会運営を行うことにより、「議会活動の活性化」を進めること。

#### (5)第4条

第2号については、「区民」及び「区民等」の表現を含めて保留とし改めて協議することと し、それ以外の条文案については、次のとおりとする。

#### 【章見出し】議会及び議員の活動原則

議会は、前条に定める基本理念を達成するため、次に掲げる原則に基づき活動しなければ

#### ならない。

- (1) 区民等に対する公正性及び透明性を確保すること。
- 【保留】② 議決に対する責任を深く認識し、区民に対し情報公開及び情報提供を積極的に 進めるとともに、説明責任を果たすこと。
- (3) 区長等の政策の決定及び事務の執行について、監視及び評価を行うこと。
- (4) 区民等の多様な意見を把握し、政策立案及び政策提言を行い、合意形成を目指して、議論を尽くすよう努めること。
- (5) 活発な議会活動を通じ、議会のあり方を不断に追求するとともに、議会の改革に継続的に取り組むこと。

#### (6)第5条

第1号については、「区民」及び「区民等」の表現を含めて保留とし改めて協議することと し、それ以外の条文案については、次のとおりとする。

議員は、区民の負託を受けた公職にある者として、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

【保留】(1) 誠実かつ公正に職務を遂行し、自らの議会活動について区民への説明責任を果たすこと。

- (2) 区政の課題全般について、区民等の意思を把握するとともに、自らの資質向上のため不断の研さんを行うこと。
- (3) 区政に必要な調査研究を行うとともに、政策立案及び政策提言を行うこと。
- (4) 言論の府及び合議制の議会を構成する一員として、活発な議論を行うこと。

# (7)第6条

条文案については、次のとおりとする。また、第3章を、第9章と第10章の間に移動する。

議会は、大規模災害等が発生したときは、区民等の生命、身体及び財産を保護し、区民等の安全を確保するために区長等と連携するものとする。

2 前項に基づく議会の具体的な対応については、議長が別に定める。

# (8)第7条

第3条及び第4条と統合することとし、第7条は削除する。

#### (9)第8条

条文案については、次のとおりとする。

議会は、他の条例又は墨田区議会会議規則(昭和31年墨田区議会規則第1号)に特別の定めがある場合を除くほか、本会議及び委員会を公開する。

2 議会は、前項の実施に当たっては、議会広報紙又はインターネット等情報通信技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用するものとする。

## 第11回 議会改革特別委員会【平成30年8月8日】会議結果概要

1 構成の再検討 (「第9条」から「第23条」まで) について

条文整理表に沿って、各会派等における意見を開陳願い、協議した結果、次のとおり決定した。

## (1)第9条

条文案については、次のとおりとする。また、第8条と第9条を第13条の後ろへ移動する。

議会は、本会議及び委員会を開くときは、傍聴者が審議、審査及び調査の内容をできる限り容易に理解することができるよう、議案及び会議資料の提供、供覧その他の必要な措置を講じなければならない。

2 議会は、区民等が本会議及び委員会を適切に傍聴することができるよう、前項に定めるもののほか、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

#### (2)第10条

条文案については、次のとおりとする。また、第10条と第11条とを入れ替える。

#### 【条見出し】会議の質問・答弁方式

一般質問における区長等への質問及び議員への答弁は、一般質問通告書に記載された件名を分野ごとに分割し当該分野ごとに行う方式又は当該件名を一括して行う方式により行うことができる。

# (3)第11条

条文案については、次のとおりとする。また、第10条と第11条とを入れ替える。

議会は、区政の課題等に的確かつ柔軟に対応し、主導的かつ機能的に活動をすることができるよう、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第102条第2項の規定に基づき、定例会の回数を年1回とし、その会期を通年とする。

#### (4)第12条

条文案については、次のとおりとする。

# 【条見出し】議長の責務

議長は、公正に職務を遂行するとともに、議会の品位を保持し、民主的かつ効率的な議会運営を行わなければならない。

#### (5)第13条

条文案については、次のとおりとする。

議長及び副議長は、就任に当たり本会議で所信表明を行うことができる。

#### (6)第14条

条文案については、次のとおりとする。

委員は、委員会における議案等の審査に当たっては、委員相互間の議論を十分に尽くし、 これを尊重するよう努めるものとする。

- 2 委員は、区民等に対し、分かりやすい議論を行うよう努めなければならない。
- 3 委員長は、討議による合意形成を目指し、論点及び争点等を明確にして委員会運営を行 わなければならない。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、議事堂以外の場所において委員会を開会催する ことができる。
- 5 委員会は、所管する区政の課題等に対処することを目的に、区民等との意見交換会等を 開催することができる。

## (7)第15条

条文案については、次のとおりとする。

# 【条見出し】委員会による政策立案及び政策提言

委員は、委員相互間の討議を通じて合意形成を目指し、政策立案及び政策提言を積極的に 行うものとする。

- 2 委員会は、条例案(区長が提出した条例案に対する修正案を含む。)の提出その他の政策 立案及び政策提言を積極的に行うことにより、区の政策水準の向上を図るものとする。
- 3 委員会は、予算を伴う条例案(区長が提出した条例案に対する修正案を含む。)を提出 するに当たっては、必要に応じてあらかじめ区長等と協議することができる。

#### (8)第16条

条文案については、次のとおりとする。

#### 【条見出し】特別委員会の設置、見直し及び運営方針

議会は、特別委員会の設置については、特定事件の調査研究をするという設置目的に鑑み、 議会が果たすべき機能を十分に発揮し、区政の課題の変化及び社会経済情勢の変化に的確に 対応し得るものとなるようにしなければならない。

- 2 議会は、毎年、特別委員会の設置について、必要な見直しを行わなければならない。
- 3 特別委員会は、毎年、その運営に関する方針を定め、これを公表しなければならない。

# (9)第17条

第16条と統合することとし、第17条は削除する。

## (10)第18条

条文案については、次のとおりとする。

#### 【条見出し】会派等

議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

- 2 会派は、基本的政策を共有し、かつ、議会における活動を共にしようとする2人以上の議員をもって構成するものとする。
- 3 会派は、代表者を選任するものとする。
- 4 前項の代表者は、会派の運営に関して、会派に所属する議員の管理及び監督の責務を負うものとする。
- 5 会派及び会派に所属しない議員は、政策立案及び政策提言を行うに当たっては、会派及 び会派に所属しない議員相互間の合意形成に努めるものとする。

#### (11)第19条

条文案については、次のとおりとする。

政務活動費は、区政の課題把握、政策立案及び政策提言並びに区民等の福祉の増進に資するよう、有効に活用しなければならない。

2 政務活動費の交付を受けた会派及び議員は、その適正な執行について、透明性を確保し、 区民に説明責任を果たさなければならない。

## (12)第20条

条文案については、次のとおりとする。

#### 【章見出し】区民等及び議会の関係

【条見出し】情報の公開・説明責任

議会は、多様な広報手段を活用することにより、議会活動に関する情報の積極的な公開及び発信に努め、区民に対する説明責任を十分に果たすものとする。

- 2 議会は、広報の内容及びあり方について不断に検証するものとする。
- 3 議会は、議案等に対する議員の賛否状況を公開する。

# (13)第21条

条文案については、次のとおりとする。

議会は、区民等との連携を推進し、区政の課題に対処するため、必要に応じて、議会活動に区民等が参加できる機会及び区民等の意見を反映させる機会を確保する。

- 2 議会は、本会議及び委員会の運営に当たり、必要に応じて、法第115条の2第1項に 定める公聴会制度及び同条第2項に定める参考人制度その他多様な意見聴取の方法を用い て、区民等、利害関係を有する者又は学識経験を有する者の意見を議論に反映させるもの とする。
- 3 議会は、請願及び陳情の審査に当たっては、その趣旨を十分に理解するために、請願及び陳情提出者の意見を聴取する場を設ける。

# (14)第22条

条文案については、次のとおりとする。

## 【章見出し】議会及び区長等の関係

議会は、二元代表制のもと、区長等と独立かつ対等で緊張のある関係を保持し、区長等の政策の決定及び事務の執行に対する監視及び評価、並びに政策立案及び政策提言を行うことにより、区民等の福祉の増進及び区政の発展に取り組まなければならない。

- 2 議会における審議をより充実させるため、本会議及び委員会において、区長等は、議長 及び委員長の許可を得て、議員の質疑又は質問に対して、答弁に必要な範囲内で、その趣 旨又は内容に関して反問又は反論をすることができる。
- 3 議会は、採択した請願及び陳情のうち、議会が区長等において措置することが適当と認めるものについて、その趣旨の実現を区長等に求めるとともに、その処理の経過及び結果について、区長等に対し報告を求めるものとする。
- 4 議会は、本会議において可決された決議に関する事後の状況、対応等について、区長等に対し報告を求めるものとする。

# (15)第23条

条文案については、次のとおりとする。

区長等は、予算を調製し、又は重要な計画、政策、施策若しくは事業を立案し、若しくは 変更するときは、議会にその内容を説明するものとする。

- 2 区長等は、議会又は議員から区長等が執行する事務に関する資料の提出又は説明の要求があったときは、適切に対応するものとする。
- 2 (仮称)「墨田区議会基本条例」制定までの行程表の変更について 手元に配布した資料について、坂井副委員長から説明し、協議した結果、説明のとおり決定 した。

# 第12回 議会改革特別委員会【平成30年8月10日】会議結果概要

1 構成の再検討(「第24条」以降)について

条文整理表に沿って、各会派等における意見を開陳願い、協議した結果、次のとおり決定した。

### (1)第24条

条文案については、次のとおりとする。また、第7章を第4章に統合し、第24条を第7条の後ろへ移動する。

## 【条見出し】議員相互間の討議

議員は、議会の権能を発揮するため、議員相互間の討議を行うことができる。

2 前項の方法については、議長が別に定める。

## (2)第25条

条文案については、次のとおりとする。また、第7章を第4章に統合し、第25条を第17条の後ろへ移動する。

議会は、区政に関する政策立案及び政策提言を推進するため、毎年1回以上、政策会議を開催するものとする。

- 2 政策会議は、政策立案及び政策提言に関する事項を議長に提案することができる。
- 3 政策会議に関し必要な事項は、議長が別に定める。

# (3)第26条

条文案については、次のとおりとする。

### 【条見出し】研修の実施

議員は、自らの政策立案及び政策提言能力<mark>を高めるとともに、自らの<del>並びに</del>見識を深高</mark>めるため、不断の研さんを行わなければならない。

2 議会は、前項の目的を達成するため、研修会等を行わなければならない。

# (4)第27条

条文案については、次のとおりとする。

議会は、円滑かつ効率的な議会運営と議会活動の充実を図るため、議会事務局の機能強化 及び十分な組織体制の構築を行うものとする。

2 議会事務局は、前項の目的を達成するため、議会に対し提案を行うことができる。

## (5)第28条

条文案については、次のとおりとする。

議会は、二元代表制の趣旨を踏まえ、議事機関としての機能を充実するため、必要な財政 上の措置を区長に求めるものとする。

# (6)第29条

条文案については、次のとおりとする。

議会は、議会図書室に、法第100条第19項に定めるもののほか、議員の政策立案及び 政策提言に資する図書、記録その他必要な資料(電磁的記録を含む。)を収集・保管して置 くものとする。

2 議会図書室の管理及び運営については、議長が別に定める。

# (7)第30条

条文案については、次のとおりとする。

#### 【章見出し】議員の政治倫理

議員は、区民の負託を受けた公職にある者として、高い倫理観が求められていることを深く認識し、区民の代表としての良心と責任感を持って、議員の品位を保持し、見識を深める 養うよう努めなければならない。

2 議員の政治倫理に関し必要な事項は、別に定める。

#### (8)第31条

条文案については、次のとおりとする。

【章見出し】他の条例等との関係及び見直し手続

議会は、議会に関係する他の条例若しくは規則等を制定し、又は改廃する場合は、この条例の趣旨を尊重するとともに、この条例に定める事項との整合性の確保を図るものとする。

## (9)第32条

条文案については、次のとおりとする。

議会は、この条例の目的の達成状況その他議会活動及び議員活動について、一般選挙を経た議員の任期が開始した後、終了するまでの間において1回以上検証する。

- 2 議会は、前項の検証の結果、議会に関する条例及び規則等の改正が必要と認められる場合は、適切な措置を講ずるものとする。
- 3 議会は、第1項の検証の結果及び前項の措置を区民に公表するものとする。

# (10)付則

条文案については、次のとおりとする。

この条例は、平成31年5月1日から施行する。

(11)「区民」及び「区民等」の表現について

本条文案は、改めて調査・検討することとし、各会派内で十分検討の上、意見のとりまとめを願った。

(12) 第5条の追加修正について

条文整理表に沿って、村本委員から説明を聴取し、協議した結果、本条文案は、改めて調査・検討することとし、各会派内で十分検討の上、意見のとりまとめを願った。

2 逐条解説文案の作成要領(案)について

手元に配布した資料に基づき、坂井副委員長から説明を聴取し、協議した結果、案のとおり 決定した。

3 (仮称)墨田区議会基本条例(素案)に係るパブリック・コメントの実施要領(案)について

手元に配布した資料に基づき、坂井副委員長から説明を聴取し、協議した結果、案のとおり 決定した。

# 第13回 議会改革特別委員会【平成30年9月25日】会議結果概要

- 1 (仮称)墨田区議会基本条例(素案)について
- (1)リーガルチェックの結果について

手元に配布した資料に基づき、小倉法務課長から説明を聴取し、協議した結果、条文案について、次のとおり決定した。(記載している条文案は、修正した部分のみ)

### ア目次

- 第2章 議会及び議員の活動原則(第4条・一第5条)
- 第4章 区民等及び議会の関係(第19条・一第20条)
- 第5章 議会及び区長等の関係(第21条・一第22条)
- 第7章 **議員の**政治倫理(第27条)
- 第9章 他の条例等との関係及び見直し手続(第29条・一第30条)
- イ前文

## 前文

ウ 第1条

原案どおりとする。

- 工 第2条\_\_\_\_\_
  - (2) 区民等 区民、 若しくは 区内で働き、 若しくは 学ぶ個人又は 区内で事業活動 その他の 活動を行う個人若しくは 団体をいう。
- 才 第3条

議会は、次に掲げるの基本理念の下に活動しなければならない。

(1) 区民等への<mark>積極的な</mark>情報公開及び<mark>積極的な</mark>情報提供を行うとともに、区民等の意見を 的確に把握することにより、「開かれた議会」を目指すこと。

# 力 第4条

(2) 議決に対する責任を深く認識し、<mark>議決の内容等について<del>区民等に対し</del>分かりやすい言</mark> 葉及び表現の方法を用いて<del>いるよう努め、</del>説明する<del>責任を果たす</del>こと。

#### キ 第5条

- (1) 誠実かつ公正に職務を遂行し、自らの議員会活動について<mark>区民等への</mark>説明<mark>するよう努める責任を果たす</mark>こと。
- (2) 区政の課題全般について区民等の意<mark>見思</mark>を把握する<del>とともに、自らの資質向上のため</del> <del>不断の研さんを行う</del>こと。
- (5) 議会の監視機能強化等に資するよう、自らの資質向上のため不断の研さんを行うこと。

# ク 第6条

2 前項の<mark>討議の</mark>方法については、議長が別に定める。

#### ケ 第7条

原案どおりとする。

コ 第8条

【条見出し】本会議の質問及び・答弁方式

区長等への一般質問 (議事に先立ち、区の一般事務につき議長の許可を得て質問することをいう。) における区長等への質問及び議員へその答弁は、発言一般質問通告書に記載された件名を分野ごとに分割して当該分野ごとに行う方式又は当該件名を一括して行う方式により行うことができる。

- サ 第9条 原案どおりとする。
- シ 第10条原案どおりとする。

# ス 第11条

## 【条見出し】本会議及び委員会の公開

議会は、法第115条第1項ただし書に該当する場合又は他の条例<del>又は墨田区議会会議規則(昭和31年墨田区議会規則第1号)</del>に特別の定めがある場合を除き<del>くほか</del>、本会議及び常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)を公開する。

2 議会は、前項の規定による公開<del>実施</del>に当たっては、<mark>議会広報紙又はインターネット等</mark> 情報通信技術の発達を踏まえた</u>多様な広報手段を活用するものとする。

#### セ 第12条

2 前項に定めるもののほか、議会は、区民等が本会議及び委員会を適切に傍聴することができるよう、前項に定めるもののほか、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

# ソ 第13条

委員会の委員(以下「委員」という。)は、委員会における<mark>議案等の</mark>審査及び調査に当たっては、委員相互間の議論を十分に尽くし、これを尊重するよう努めるものとする。

3 <mark>委員会の</mark>委員長(以下「委員長」という。)は、討議<mark>を通じてによる</mark>合意形成を目指し、 論点、<del>及び</del>争点等を明確にして委員会運営を行わなければならない。

#### タ 第14条

- 2 委員会は、条例案(区長が提出した条例案に対する修正案を含む。次項において同じ。) の提出その他の政策立案及び政策提言を積極的に行うことにより、区の政策水準の向上 を図るものとする。
- 3 委員会は、予算を伴う条例案<del>(区長が提出した条例案に対する修正案を含む。)</del>を提出 するに当たっては、必要に応じてあらかじめ区長等と協議することができる。

# チ 第15条

【条見出し】特別委員会の設置<del>、見直し及び運営</del>方針等

#### ツ 第16条

議会は、<mark>区政に関する</mark>政策立案及び政策提言を推進するため、毎年1回以上、政策会議 を開催するものとする。

#### テ 第17条

5 各会派及び会派に所属しない各議員は、政策立案及び政策提言等を行うに当たっては、 会派及び会派に所属しない議員相互に問の合意形成に努めるものとする。

## ト 第18条

政務活動費の交付を受けた会派及び議員は、区政の課題把握、政策立案及び政策提言並 びに区民等の福祉の増進に資するよう、有効に活用しなければならない。

2 政務活動費の交付を受けた会派及び議員は、その適正な執行について、透明性を確保 し、<mark>区民に</mark>説明責任を果たさなければならない。

#### ナ 第19条

# 【条見出し】情報の公開及び一説明責任

議会は、多様な広報手段を活用することにより、議会活動に関する情報の積極的な公開及び発信に努め、区民に対する説明責任を十分に果たすものとする。

3 議会は、議案、請願等に対する議員の賛否状況を公開する。

# 二 第20条

議会は、区民等との連携を推進し、区政の課題に対処するため、必要に応じて、議会活動に区民等が参加することができる機会及び区民等の意見を反映させる機会を確保するものとする。

- 2 議会は、本会議及び委員会の運営に当たり、必要に応じて、法第115条の2第1項 に<mark>規定する<del>定める</del></u>公聴会制度及び同条第2項に<mark>規定する<del>定める</del>参考人制度その他多様な 意見聴取の方法を用いて、区民等、利害関係を有する者又は学識経験を有する者の意見 を議論に反映させるものとする。</mark></mark>
- 3 議会は、請願及び陳情の<mark>審議及び</mark>審査に当たっては、その趣旨を十分に理解するため に、請願及び陳情の提出者の意見を聴取する場を設ける。

#### ヌ 第21条

議会は、二元代表制の下もと、区長等と独立かつ対等で緊張のある関係を保持し、区長等の政策の決定及び事務の執行に対する監視及び評価並びに政策立案及び政策提言を行うことにより、区民等の福祉の増進及び区政の発展に取り組まなければならない。

2 議会における審議、審査及び調査をより充実させるため、本会議及び委員会において、 区長等は、議長及び委員長の許可を得て、議員の質疑又は質問に対して、答弁に必要な 範囲内で、その趣旨又は内容に関して反問又は反論をすることができる。

#### ネ 第22条

区長等は、予算を議会に提出し、又は決算を議会の認定に付する<del>調製し、又は重要な計画、政策、施策若しくは事業を立案し、若しくは変更する</del>ときは、議会にその内容を説明するものとする。

- 2 区長等は、重要な計画、政策、施策若しくは事業を立案し、又は変更するときは、議会にその内容を説明するものとする。
- 3 <u>2</u> 前項に規定するもののほか、区長等は、議会又は議員から区長等が執行する事務に 関する資料の提出又は説明の要求があったときは、適切に対応するものとする。

#### ノ 第23条

2 議会は、前項に規定するの目的を達成するため、研修会等を行わなければならない。

#### 八 第24条

議会は、円滑かつ効率的な議会運営及びと議会活動の充実を図るため、議会事務局の機能強化及び十分な組織体制の構築を行うものとする。

2 議会事務局は、前項<mark>に規定するの</mark>目的を達成するため、議会に対し提案を行うことができる。

#### ヒ 第25条

原案どおりとする。

## フ 第26条

議会は、議会図書室(法第100条第19項に規定する図書室をいう。以下同じ。)に、同法第100条第19項に定めるもののほか、議員の政策立案及び政策提言に資する図書、記録その他必要な資料(電磁的記録を含む。)を収集し、・及び保管するして置くものとする。

#### へ 第27条

【章見出し】<mark>議員の</mark>政治倫理

【条見出し】議員の政治倫理

議員は、区民の負託を受けた公職にある者として、高い倫理観が求められていることを深く認識し、区民の代表としての良心及びと責任感を持って、議員の品位を保持し、見識を深めるよう努めなければならない。

### ホ 第28条

2 前項の規定による<del>に基づく</del>議会の具体的な対応については、議長が別に定める。

#### マ 第29条

議会は、議会に関係する他の条例、<mark>若しくは</mark>規則等を制定し、又は改廃する場合は、この条例の趣旨を尊重するとともに、この条例に定める事項との整合性の確保を図るものとする。

#### ミ 第30条

議会は、この条例の目的の達成状況<del>その他議会活動及び議員活動</del>について、一般選挙を経た議員の任期が開始した日から後、終了する日までの間において1回以上検証する。

- 2 議会は、前項の検証の結果、議会に関する条例、<mark>及び</mark>規則等の改正が必要と認められる場合は、適切な措置を講ずるものとする。
- 3 議会は、第1項の検証の結果及び前項の措置を<del>区民に</del>公表するものとする。

#### ム 付則

### (施行期日)

1 この条例は、平成31年5月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

# (経過措置)

2 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(墨田区議会定例会の回数に関する条例の廃止)

3 墨田区議会定例会の回数に関する条例(昭和31年墨田区条例第6号)は、廃止する。

# (2)その他の事項について

ア 「及び」の使い方について

村本委員から「及び」の使い方について提案があり、協議した結果、原案どおりとすることとした。

イ 「ですます調」への変更について

村本委員から「ですます調」への変更について提案があり、協議した結果、原案どおりとすることとした。

(3) 本素案の取扱いについて

(仮称)墨田区議会基本条例(素案)が確定したことに伴い、本素案については、議長に報告するとともに、この内容でパブリック・コメントを実施するよう申し入れることと決定した。

2 (仮称)墨田区議会基本条例(素案)に係るパブリック・コメントの具体的な実施方法(案) について

手元に配布した資料に基づき、坂井副委員長から説明を聴取し、協議した結果、案のとおり 決定した。

なお、本件についても、議長に報告するとともに、この方法でパブリック・コメントを実施 するよう申し入れる旨、承知願った。

- 3 逐条解説の作成について
- (1)今後の進め方について

(仮称)墨田区議会基本条例逐条解説検討表に基づき、論点整理を行い、次回の本特別委員会で、具体的な内容について、協議することと決定した。

# (2) 論点整理について

次回の協議に向けた論点整理について、協議した結果、次のア~エの方針に沿って、担当会派等で改めて逐条解説文案を作成し、10月5日(金曜日)までに坂井副委員長に提出することとした。

- ア 当該条文の趣旨(運用状況、制定理由等)を初めに記入し、次に「第何項は」から始まる項ごとの解説を記入する。
- イ 解説文章の量は、特に制限しない。
- ウ 法令の引用は、原則として条・項・号番号のみとし、条文は記入しない。
- エ 用語解説は、条ごとに「」で記入する。

# 4 議会BCPについて

議会BCPについては、議会基本条例制定後の課題として取り扱うこととし、条例制定後に、 改めて然るべき場で協議することと決定した。

なお、条例制定後の課題一覧に追加することを承知願った。

# 5 管外行政調査について

「議会改革の取組について」及び「議会基本条例の制定及びその後の議会運営について」調査するため、次回定例会までの間に管外行政調査を予定することとし、会議規則第72条の規定に基づき、閉会中の継続調査申出をすることと決定した。

併せて、会議規則第71条の規定に基づき、議長に対し派遣承認の手続をするので、承知願った。

なお、今回の調査事項は、議会基本条例制定後の議会運営にも密接に関連することから、議会運営委員会と合同で調査を実施することを、委員長から議会運営委員長へ提案し、議会運営委員会で決定した段階で合同実施となることを、承知願った。

また、今回の調査事項は、議会運営全般にも関わるため、特別出席者として議長に同行願ったが、議長が所用のため、副議長が代理で同行することを、承知願った。

## 第14回 議会改革特別委員会【平成30年11月16日】会議結果概要

1 (仮称)墨田区議会基本条例(素案)に係るパブリック・コメントの回答案について本パブリック・コメントの応募状況について、坂井副委員長から説明を聴取した。その後、各意見に対する回答案について、佐藤委員から説明を聴取し、協議した結果、最終案を委員長の方で取りまとめた上で、改めて協議することとした。

# 2 逐条解説の作成について

手元に配布した資料に基づき、村本委員から第2版に対する意見を聴取し、協議した結果、 最終案を委員長の方で取りまとめた上で、改めて協議することとした。

3 (仮称)墨田区議会基本条例の区議会だよりにおける取扱いについて 手元に配布した資料に基づき、坂井副委員長から説明を聴取し、協議した結果、議会基本条 例制定特集号を第4回定例会号と同日に発行することとし、議長に申し入れることとした。

# 第15回 議会改革特別委員会【平成30年11月30日】会議結果概要

- 1 (仮称)墨田区議会基本条例(素案)に係るパブリック・コメントの回答案について 手元に配布した資料に基づき、坂井副委員長から説明を聴取し、協議した結果、案のとおり 決定した。
- 2 (仮称)墨田区議会基本条例逐条解説(案)について 手元に配布した資料に基づき、坂井副委員長から説明を聴取し、協議した結果、案のとおり 決定した。
- 3 (仮称)墨田区議会基本条例の題名について これまで「仮称」としていた本条例案の題名について、協議した結果、「仮称」を取り、「墨 田区議会基本条例」とすることと決定した。
- 4 (仮称)墨田区議会基本条例の提出方法について 手元に配布した資料に基づき、坂井副委員長から説明を聴取し、協議した結果、案4「委員 会提出議案として、議会改革特別委員会委員長が提出する」ことと決定した。
- 5 (仮称)墨田区議会基本条例(案)について

長に提出する旨、承知願った。

- (1) 手元に配布した資料に基づき、小倉法務課長から説明を聴取し、協議した結果、案のとおり条文案を修正することと決定した。
- (2)上記(1) 1及び2の決定に伴い第23条、第30条及び付則の条文案を一部修正すること、題名を「墨田区議会基本条例」とすること、委員会提出議案として提出することを反映し、提案理由を記載した議案を手元に配布し、協議した結果、案のとおり決定した。 なお、本案については、墨田区議会会議規則第13条第2項の規定により、委員長から議
- 6 (仮称)墨田区議会基本条例の運用に係る検討課題(案)について

手元に配布した資料に基づき、坂井副委員長から説明を聴取し、協議した結果、優先度「C」の検討課題については、平成31年度にも検討ができるよう柔軟に対応することとし、それ以外については案のとおり決定した。

また、優先度「B」の課題については、改選後、速やかに検討を開始できるよう、次期における検討組織等について、今期中に検討しておくこととした。

なお、本件については、議長に申し入れることと決定した。

7 通年議会等の検討に係る今後のスケジュール (案)について

手元に配布した資料に基づき、坂井副委員長から説明を聴取し、協議した結果、案のとおり 決定した。

なお、本件については、議長に申し入れることと決定した。